

変更届提出書類一覧 地域密着型通所介護

	事業者 (運営法人)		事業所			人 員					営業日・営業時間 サービス提供時間	利用料金	専用区画	利用定員	通常の実施地域
	名称・所在地・代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	電話番号・FAX番号 メールアドレス	(管理者に関する変更 (住所含む))	生活相談員の変更※1	看護職員の変更※1	介護職員の変更※1	機能訓練指導員の変更※1					
事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)			要	要							要	要	要	要	要
利用者への通知文等、案内方法がわかるもの			○	○							○	○			
料金算出根拠資料												○			
事業所(施設)の平面図(参考様式2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付				○									○	○	
変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請書付表			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し(法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し(賃貸借契約による場合)				○											
直近の登記事項証明書の写し	○														
勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						○※6	○	○	○	○	○			○	
生活相談員として認められる資格証の写し※2※3							○								
看護師・准看護師資格証の写し※2								○							
機能訓練指導員として認められる資格証の写し※2※4										○					
運営規程及び新旧対照表	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○		○	○
重要事項説明書及び新旧対照表	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○		○	○
その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

○・・・必ず提出が必要な書類

△・・・変更がある場合に必要となる書類

※1 6月特例措置あり

※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。

※3 ①～⑥のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出

- ①社会福祉主事任用資格
- ②社会福祉士
- ③精神保健福祉士
- ④介護福祉士
- ⑤介護支援専門員
- ⑥保育士

※4 ①～②のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出

①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ師の資格

②はり師若しくはきゅう師の資格※①の資格を持つ機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務した経験を有することがわかるものも添付

※5 該当事業者へ個別に案内します。

※6 管理者の住所変更の場合、提出不要です。